

懲戒委員会等の議事録等に関する規則

(平成十六年二月十九日規則第九十三号)

改正 平成一九年 六月一四日

同 二一年 二月一九日

同 二六年一二月一八日

令和 三年 三月一八日

(議事録)

第一条 懲戒委員会、綱紀委員会、綱紀審査会、外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、会議を開いたときは、議事録を作成し、会議の日時、場所(当該場所に存しない委員が会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。以下場所という場合につき同じ。)、出席した委員の氏名(弁護士、外国法事務弁護士、特別会員又は準会員であつて職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下氏名という場合につき同じ。)、議事、議決の要旨その他委員長において必要と認めた事項を記載し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

- 1 -

(調査期日調書)

第二条 綱紀委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、調査期日における調査をしたときは、調査期日調書を作成し、事案の表示、日時及び場所、出席した委員及び出席した者の氏名、公開又は非公開の別並びに調査の内容を記載し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

(審査期日調書)

第三条 懲戒委員会、綱紀委員会及び外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査期日における審査をしたときは、審査期日調書を作成し、事案の表示、日時及び場所、出席した委員及び出席した者の氏名、公開又は非公開の別並びに審査の内容を記載し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

(部会)

第四条 第一条及び第三条の規定は、懲戒委員会の部会に、前三条の規定は、綱紀委員会の部会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(主査による調査)

第五条 第二条及び第三条の規定は、主査委員が開く調査

- 2 -

期日に準用する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一四日改正）

第二条及び第三条の改正規定は、平成十九年六月十四日から施行する。

附 則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規

則の整備等に関する規則 第一条改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関

する規則 第一条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

日から施行）

附 則（令和三年三月一八日改正）

第一条の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。